

手数料の減免について

岡山県では、令和6年能登半島地震での被害により危険物取扱者免状・消防設備士免状（岡山県で交付したものに限り）を喪失・破損した方々が免状の再交付申請をされる際、その手数料を減免することとしましたので、お知らせします。

○対象手続

項 目	減免額
危険物取扱者免状の再交付	全額
消防設備士免状の再交付	全額

○減免期間 令和6年12月31日受付分まで
（お早めに手続をお願いします。）

○申請書類 申請手続きに際しては、り災証明書が必要となります。
（1）再交付申請書
（2）添付書類
①減免申請書
②り災証明書の写し
③現在有している免状の原本
（喪失・滅失の場合は不要）

○還 付 被災した日以降に既に手続きを行っている場合は還付いたしませんので、下記問合せ先にご相談ください。

【問合せ先】

岡山県知事直轄消防保安課

電話（086）226－7296

Mail : syobohoan@pref.okayama.lg.jp